

# 「外国人学校における保健衛生環境整備事業 全国プラットフォーム事業」 審査基準

## I 審査方法

審査は、本委託事業の委託先を選定するため、文部科学省大臣官房国際課が設置する「外国人学校における保健衛生環境整備事業」委託業務審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、書類選考と面接選考により審査を行う。なお、審査期間中に企画提案の内容について追加資料を求める場合がある。

## II 評価方法

評価は、企画提案ごとにそれぞれ「絶対評価」にて行うものとする。各審査委員は、IVに示す評価項目ごとに、Vに示す採点基準に基づき点数化する。各委員の点数の平均点はその企画提案の評価点となる。なお、評価点が最も高い者が複数いた場合には、委員会で議論し、委員会の総意として優劣を決定する。

## III 採択案件の決定方法

原則として評価点の高い者から順番に採択するものとする。

## IV 評価項目

### 1. 事業内容に関する評価

- ① 事業の目標・計画が具体的に設定され、実現性・妥当性があること。
- ② 公募要項中の以下の各業務内容について、事業推進の方法、内容、目標等が、公募要領の記載、及び「専ら外国人の子供の教育を目的としている施設（いわゆる「外国人学校」）の保健衛生環境に係る有識者会議」の最終とりまとめの内容を十分に踏まえたものであり、かつ具体性・適正性・効率性に優れていること。
  - (1) 多言語での情報発信等
  - (2) 多言語での外国人学校の保健衛生に係る相談対応
  - (3) 外国人学校向けガイドライン等の助言及び多言語翻訳等
  - (4) 地域セミナー等の開催、及び現地での外国人学校への相談対応
  - (5) 外国人学校の保健衛生の確保に有益な情報の収集・整理
  - (6) 成果報告書等の作成、及び成果の普及促進
- ③ 本事業の実施に当たり、文部科学省や「地域における外国人学校の保健衛生に係る調査研究事業」の受託団体を始めとする関係諸機関と密接な連携を図ることができること。
- ④ 本事業における取組を、地方自治体や外国人学校を含む関係者に対し幅広く情報発信を行うとともに、情報発信に当たり、外国人学校等に適切に情報が届くよう工夫した方策を提案していること
- ⑤ 不要な経費が計画に入っておらず、経費の設定が妥当であること。また、全体経費のうち再委託費が大部分を占めていないこと。

### 2. 事業の実施体制に関する評価

- ① 医療又は学校保健に関する専門的知見を有する者が十分配置されていること。
- ② 英語・ポルトガル語を含む 5 言語以上での多言語対応を可能とする人員・組織体制が整っていること。
- ③ 本事業を担当する組織・チームの代表者は、本事業の主要メンバーとして事業に参画するとともに事業の実施に十分なマネジメント力を有していること。
- ④ 多数の関係者を対象としたセミナー・シンポジウム等の運営に関する知見又は実績を有していること。
- ⑤ ウェブサイト等の運用に関する知見又は実績を有していること。
- ⑥ 財務状況や役員の配置等の経営基盤が確立していること。

### 3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価

ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を有していること。

## V 評価基準

1. IV. 評価項目の「1. 事業内容に関する評価」及び「2. 事業実施主体に関する評価」におけるそれぞれの項目については以下の5段階評価にて採点を行う。

評価項目	点数配分 (合計 110 点)	評価基準				
		大変 優れている	優れている	普通	やや 劣っている	劣っている
1①	15	15	10	6	3	1
1②(1)	5	5	4	3	2	1
1②(2)	5	5	4	3	2	1
1②(3)	5	5	4	3	2	1
1②(4)	5	5	4	3	2	1
1②(5)	5	5	4	3	2	1
1②(6)	5	5	4	3	2	1
1③	5	5	4	3	2	1
1④	15	15	10	6	3	1
1⑤	5	5	4	3	2	1
2①	10	10	7	5	3	1
2②	10	10	7	5	3	1
2③	5	5	4	3	2	1
2④	5	5	4	3	2	1
2⑤	5	5	4	3	2	1
2⑥	5	5	4	3	2	1

2. 評価項目の「3. ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」については以下の認定等の中で該当する最も配点の高い区分により評価を行う。なお、内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認を受けている外国法人については、相当する各認定等に準じて評価する。

○えるぼし認定等（女性活躍推進法）
・認定段階1（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝2点
・認定段階2（労働時間等の働き方に係る基準は満たすこと）＝3点
・認定段階3＝4点
・プラチナえるぼし認定＝5点
・行動計画策定済（女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定義務が無い事業主（常時雇用する労働者の数が300人以下のもの）に限る（計画期間が満了していない行動計画を策定している場合のみ）＝1点
○くるみん認定企業・プラチナ認定企業（次世代育成支援対策推進法（次世代法））
・旧くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正前の認定基準又は同附則第2条第3項の規定による経過措置により認定）＝2点
・新くるみん認定（次世代法施行規則等の一部を改正する省令（平成29年厚生労働省令第31号）による改正後の認定基準により認定）＝2.5点
・プラチナくるみん認定＝3点
○ユースエール認定（若者雇用促進法）
・ユースエール認定＝3点
○上記以外＝0点

参考：各評価項目と提出資料等との関係について

評価項目	主に評価の根拠とする資料及び項目等
1①	企画提案書 I-1, 3, 4
1②(1)	企画提案書 I-3(1)
1②(2)	企画提案書 I-3(2)
1②(3)	企画提案書 I-3(3)
1②(4)	企画提案書 I-3(4)
1②(5)	企画提案書 I-3(5)
1②(6)	企画提案書 I-3(6)
1③	企画提案書 I-3(7), 6
1④	企画提案書 I-3
1⑤	企画提案書 II-1, 2
2①	企画提案書 I-6(1), (3)
2②	企画提案書 I-6(1), (3)
2③	企画提案書 I-6(1), (2), (3)
2④	企画提案書 I-(3)
2⑤	企画提案書 I-(3)
2⑥	団体の概要がわかる資料
3	団体の概要がわかる資料